

参考：財理 重要定義一覧

第1章 財務会計の機能と制度～第5章 損益会計

資本主理論 (p.13)	企業を資本主のものと捉え、会計の主体を資本主であるとする立場
企業主体理論 (p.13)	企業を資本主とは別個独立の存在と捉え、会計の主体を資本主とは別個独立の存在である企業それ自体と考える立場
収益費用アプローチ (p.15)	一会計期間における企業の活動成果である収益と、それを得るための犠牲分たる費用の差額を利益とする考え方
資産負債アプローチ (p.15)	資産と負債の差額である純資産の当期増減額から資本等取引による当期増減額を控除した残額をもって利益とする考え方
金融投資 (p.18)	売却することに事業遂行上の制約がなく、時価の変動によって利益を獲得することを目的とした投資
事業投資 (p.18)	売却することに事業遂行上の制約があり、企業が事業の遂行を通じて成果を得ることを目的とした投資
資本取引 (p.22)	企業の株主資本を直接的に変化させることを目的として行われる取引
資本取引の前提 (p.22)	一般に、報告主体の所有者である株主との直接的な取引であることを前提とする。
損益取引 (p.22)	企業が利益の獲得をめざして行う取引
現金主義 (p.39)	収益は現金の収入が生じた期に、費用は現金の支出が生じた期に認識する基準
発生主義 (p.40)	経済的価値の増加・減少の事実に応じて収益・費用を認識する基準
分配可能利益 (p.40)	分配されても維持すべき資本が浸食されない利益（＝投下資本の回収余剰）
業績表示利益 (p.40)	企業の業績を示す利益
(収益認識基準としての) 発生主義 (p.42)	経済的価値増加の事実に応じて収益を認識する基準
実現主義 (p.42)	企業外部の第三者に財貨又は役務を提供し、その対価としての現金又は現金等価物を受領した時点で収益を認識する考え方
費用収益対応の原則 (p.47)	当期の成果である収益に、その収益を獲得するのに貢献した努力である費用を対応させて、純成果としての期間損益を計算すべきことを要請する原則
当期業績主義 (p.50)	期間利益を経常的収益力を表す利益であるとする考え方
包括主義 (p.50)	期間利益を当該期間に生じたすべての収益及び費用から構成される当期の純利益であるとする考え方

第6章 資産会計総論～第16章 財務会計の概念フレームワーク

取得原価主義 (p. 53)	資産を取得時の支出額に基づいて評価する考え方
減価償却（正規の減価償却） (p. 69)	有形固定資産の原価を使用できる各会計期間に、あらかじめ定められた一定の計画に基づいて、計画的・規則的に配分するとともに、同一価額だけ資産価額を減少させてゆく会計手続
臨時損失 (p. 73)	災害・事故等の偶発的事情により、固定資産の物的な実体が滅失した場合、その滅失部分の金額だけ当該資産の簿価を切り下げること
のれん (p. 75)	ある企業の平均収益力が同種の他の企業のそれよりも大きい場合、その超過収益力の原因
財務報告の目的 (p. 143)	投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況の開示
資産 (p. 150)	過去取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源
負債 (p. 150)	過去取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物
純資産 (p. 151)	資産と負債の差額
株主資本 (p. 151)	純資産のうち報告主体の所有者である株主（連結財務諸表の場合には親会社株主）に帰属する部分
包括利益 (p. 152)	特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の非支配株主、及び将来それらになりうるオプションの所有者との直接的な取引によらない部分
純利益（親会社株主に帰属する純利益） (p. 152)	特定期間の期末までに生じた純資産の変動額（報告主体の所有者である株主、子会社の非支配株主、及び将来それらになりうるオプションの所有者との直接的な取引による部分を除く）のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分
収益 (p. 156)	純利益（親会社株主に帰属する純利益）または非支配株主に帰属する純利益を増加させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の増加や負債の減少に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分
費用 (p. 156)	純利益（親会社株主に帰属する純利益）または非支配株主に帰属する純利益を減少させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の減少や負債の増加に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分

第18章 金融商品会計～第28章 資産除去債務

リスク・経済価値アプローチ (p. 183)	金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する方法
財務構成要素アプローチ (p. 183)	金融資産を構成する財務的要素に対する支配が他に移転した場合に当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法
持株基準（形式基準） (p. 215)	親会社が直接・間接に議決権の過半数を所有しているかどうかにより子会社の判定を行う基準 ※詳細は会計学参考法令基準集を参照
支配力基準（実質基準） (p. 215)	実質的な支配関係の有無に基づいて子会社の判定を行う基準 ※詳細は会計学参考法令基準集を参照
親会社説（親会社概念） (p. 218)	連結財務諸表を主として親会社の株主の立場から作成するものとみる考え方
経済的単一体説（実体概念） (p. 218)	連結財務諸表を非支配株主をも含めた企業集団全体の株主の立場から作成するものとみる考え方
持株基準（形式基準） (p. 238)	投資会社が直接・間接に議決権の一定以上（例えば20／100以上）を所有しているかどうかにより関連会社の判定を行う基準
影響力基準（実質基準） (p. 238)	実質的な影響力の有無に基づいて関連会社の判定を行う基準
一取引基準 (p. 258)	外貨建取引と決済取引とを一連の1つの取引とみなして会計処理を行う考え方
二取引基準 (p. 258)	外貨建取引と決済取引とを独立した取引とみなして会計処理を行う考え方
決算日レート法 (p. 261)	すべての外貨表示財務諸表項目を決算時の為替相場により換算する方法
テンポラル法 (p. 261)	外貨表示財務諸表の各項目を外貨測定時の為替相場によって換算する方法
固定資産の減損 (p. 292)	資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態
固定資産の減損処理 (p. 292)	資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理
回廊アプローチ (p. 331)	退職給付債務等の数値を毎期末時点において厳密に計算し、その結果生じた計算差異に一定の許容範囲（回廊）を設ける方法
重要性基準 (p. 331)	基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じない場合には計算基礎を変更しない等、計算基礎の決定にあたって合理的な範囲内で重要性による判断を認める方法

第29章 税効果会計～第36章 収益認識

繰延法 (p. 350)	会計上の収益又は費用の額と税務上の益金又は損金の額との間に差異が生じており、当該差異のうち損益の期間帰属の相違に基づくもの（期間差異）について、当該差異が生じた年度に当該差異による税金の納付額又は軽減額を当該差異が解消する年度まで、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上する方法
資産負債法 (p. 350)	会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額との間に差異が生じており、当該差異が解消する時にその期の課税所得を減額又は増額する効果を有する場合に、当該差異（一時差異）が生じた年度にそれに係る繰延税金資産又は繰延税金負債を計上する方法
パーチェス法 (p. 373)	被取得企業から受け入れる資産及び負債の取得原価を、対価として交付する現金及び株式等の時価（公正価値）とする方法
持分プーリング法 (p. 373)	すべての結合当事企業の資産、負債及び資本を、それぞれ適切な帳簿価額で引き継ぐ方法
実績主義 (p. 428)	四半期会計期間を年度と並べ一会計期間とみた上で、四半期財務諸表を、原則として年度の財務諸表と同じ会計方針を適用して作成することにより、当該四半期会計期間に係る企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する情報を提供するという考え方
予測主義 (p. 428)	四半期会計期間を年度の一構成部分と位置付けて、四半期財務諸表を、年度の財務諸表と部分的に異なる会計方針を適用して作成することにより、当該四半期会計期間を含む年度の業績予測に資する情報を提供するという考え方
マネジメント・アプローチ (p. 439)	企業の最高経営意思決定機関が意思決定のために使用する情報を基礎としてセグメント情報を開示する方法